

第32回当別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年12月24日（水）午後4時00分から午後4時15分

2 開催場所 当別町役場第2庁舎 2階会議室

3 出席委員（16人）

会長職務代理者	1 番	青 山 眞 士
	2 番	古 熊 健 一
	3 番	高 橋 毅 典
	4 番	佐々木 彦 治
	5 番	目 黒 一 雄
	6 番	泉 和 浩
	7 番	佐々木 章 史
	8 番	狩 野 菊 恵
	9 番	高 野 秀 則
	10番	藤 田 靖
	11番	石 田 秀 人
	12番	岸 本 辰 彦
	13番	山 田 裕 一
	14番	佐々木 靖
	15番	湯 浅 浩 道
会長	16番	秋 吉 稔 之

4 欠席委員（0人）

5 農業委員会事務局職員

事務局長	山 崎 一
事務局次長	浦 島 卓
事務局農地係長	作 山 温 史
事務局総務係主査	春 田 秀 彦
事務局農地係主任	村 上 諒

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 報告第1号 農地法第5条の規定による完了報告について

日程第5 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条
第11項の規定による要請について

- 日程第 8 議案第 3 号 買入協議の要請について
- 日程第 9 議案第 4 号 サイバーセキュリティを確保するための方針の取り扱いについて
- 日程第 10 議案第 5 号 当別町地域計画変更に基づく意見について

7 会議の概要

議長	只今の出席委員 16 名、定足数に達していますので、第 32 回当別町農業委員会総会を開会します。 議事日程ですが、お手元に配布しています日程表により、議事に入ります。
議長	日程第 1、議事録署名委員の指名について、当別町農業委員会会議規則第 12 条の規定に基づき、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声がありましたので、6 番 泉委員 7 番 佐々木章史委員を指名します。
議長	日程第 2、会期の決定について、本総会の会期を、本日 1 日間とすることで、ご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、会期は本日 1 日間と決定しました。
議長	日程第 3、諸般の報告について事務局から報告します。
事務局	前回の総会終了後の会務報告を行います。 12 月 3 日、札幌で農業者年金協議会研修会が行われ、委員 7 名、事務局 2 名が出席しました。12 月 16 日、当別町農業再生協議会臨時総会が行われ、秋吉会長、青山代理、泉委員、佐々木靖委員が出席しました。12 月 19 日、石狩地方農業委員会連合会研修会が札幌で行われ、秋吉会長、青山代理、佐々木靖委員、狩野委員が出席しました。以上です。
議長	日程第 4、報告第 1 号「農地法第 5 条の規定による完了報告について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第 1 号「農地法第 5 条の規定による完了報告について」ご説明します。 番号 1 番について、倉庫等を建設したもので、令和 7 年 8 月 27 日に許可、令和 7 年 10 月 22 日に完了したため、事務局で現地確認を行っております。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）

議長	質疑なしと認め、報告第１号は承認することに決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、報告第１号は承認することに決定しました。
議長	日程第５、報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」ご説明します。通知がありました５件は、農地法第１８条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借を解約した旨の通知があったものです。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、報告第２号は、承認することに決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、報告第２号は、承認することに決定しました。
議長	日程第６、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」ご説明します。番号１番から３番と７番は親から子へ経営移譲のため、使用貸借権の設定、所有権の移転をするものであります。 番号４番から６番は、規模拡大のため、所有権の設定を行うものであります。 この７件について、議案資料の「農地法第３条の調査書」のとおり、不許可の基準である農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。 図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので、番号１番から６番の質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、番号１番から６番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、番号１番から６番は、原案のとおり決定しました。

議長	番号7番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限がありますので、議長を交代します。
議長	休憩します。 休憩（秋吉会長退席） （青山代理会長席へ）
代理	再開します。 番号7番の質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
代理	質疑なしと認め、番号7番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
代理	異議なしと認め、番号7番は、原案のとおり決定しました。 休憩します。 休憩（秋吉会長復席） （青山代理自席へ）
議長	再開します。
議長	日程第7、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について」ご説明します。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、北海道農業公社へ促進計画のとおり権利の設定を要請してよろしいか、当委員会の決定を求められているものです。今回の計画案は、番号1番から18番は、賃貸借の設定をするもの、19番から34番は、所有権の移転を設定するものです。計画地の図面につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	休憩します。 休憩
議長	再開します。 説明が終わりましたので、番号1番から12番までの質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）

議長	質疑なしと認め、番号１番から１２番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、番号１番から１２番は、原案のとおり決定しました。
議長	番号１３番は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定による議事参与の制限がありますので、該当委員は退出願います。 休憩します。 休憩（山田委員退席）
議長	再開します。 番号１３番の質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、番号１３番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、番号１３番は、原案のとおり決定しました。 休憩します。 休憩（山田委員復席）
議長	再開します。 番号１４番から１７番までの質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、番号１４番から１７番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、番号１４番から１７番は、原案のとおり決定しました。
議長	番号１８番は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定による議事参与の制限がありますので、該当委員は退出願います。
議長	休憩します。

	休憩（泉委員退席）
議長	再開します。 番号１８番の質疑を求めます。
	（「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、番号１８番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、番号１８番は、原案のとおり決定しました。 休憩します。
	休憩（泉委員復席）
議長	再開します。 番号１９番から３３番までの質疑を求めます。
	（「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、番号１９番から３３番は、原案のとおり決定してよろしい でしょうか。
	（「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、番号１９番から３３番は、原案のとおり決定しました。
議長	番号３４番は、農業委員会等に関する法律第３１条の規定による議事参与の 制限がありますので、議長を交代します。
議長	休憩します。
	休憩（秋吉会長退席） （青山代理会長席へ）
代理	再開します。 番号３４番の質疑を求めます。
	（「質疑なし」の声あり）
代理	質疑なしと認め、番号３４番は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	（「異議なし」の声あり）

代理	異議なしと認め、番号３４番は、原案のとおり決定しました。 休憩します。 休憩（秋吉会長復席） （青山代理自席へ）
議長	再開します。
議長	議案第２号で決定しました要請内容について、公社が要請のとおり認可した場合は、再度農業委員会の総会にかけずに、即日認可・公告を行って、よろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、そのとおりに決定しました。
議長	日程第８、議案第３号「買入協議の要請について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第３号「買入協議の要請について」ご説明します。 今回、幹旋の申出がありました、３件について、農業経営基盤強化促進法第２２条第１項に規定する所有権移転のため幹旋を受けたい旨の申出により利用調整した結果、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積が必要であるとの判断から、当別町に対し北海道農業公社への買入協議を行うよう要請してよろしいか、その可否について決定を求めるものです。要請地の位置図、土地の表示につきましては、議案資料をご高覧ください。以上です。
議長	説明が終わりましたので、質疑を求めます。 （「質疑なし」の声あり）
議長	質疑なしと認め、議案第３号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第３号は原案のとおり決定しました。
議長	日程第９、議案第４号「サイバーセキュリティを確保するための方針の取り扱いについて」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４号「サイバーセキュリティを確保するための方針の取り扱いについて」説明します。 地方自治法改正により、普通地方公共団体が、管理する情報システムのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、令和８年４月１日までに公表しなければならないとなったことから、農業委員会も方針を策定しなければなら

	らないとなりました。策定にあたり、町部局と共同で方針を策定することも可能であることから、町で策定した方針を農業委員会の方針として取り扱うこととしてよろしいか、農業委員会の決定を求めるものであります。説明については以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第４号について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第４号について、原案のとおり決定しました。
議長	日程第１０、議案第５号「当別町地域計画の変更に係る意見について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５号「当別町地域計画の変更に係る意見について」説明します。 令和７年４月１日から始まりました地域計画ですが、４月１日から本日１２月２４日までの総会までの間、賃貸、売買、経営移譲、相続などで、農地の耕作者が変更になっているため、当別町から別紙資料のとおり旧耕作者から新耕作者へ地域計画を変更してよろしいか、意見を求められているものであります。説明については以上です。
議長	説明が終わりましたので質疑を求めます。 (「質疑なし」の声あり)
議長	質疑なしと認め、議案第５号について、意見なし、として決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、議案第５号について、意見なし、として決定しました。
議長	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもちまして、第３２回当別町農業委員会総会を閉会します。